鹿児島県公報

令和4年5月27日(金)第314号の3



示

発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

○指定納付受託者の指定

(税務課取扱い) 1

告示

鹿児島県告示第483号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により,指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年5月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社鹿児島カード 鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日 令和4年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入 自動車税種別割(インターネットを利用して納付するものに限る。)
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和4年5月6日から同月31日まで